

江府町条例第4号

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和7年3月21日

江府町長 白石祐治

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年江府町条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除き第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)</u>において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)</u>のある職員が、別に定め</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除き第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)</u>において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)</u>のある職員(ただし、別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものと</u></p> |

るところにより、当該要介護者を介護」と、  
第1項中「深夜における」とあるのは「深夜  
(午後10時から翌日の午前5時までの間を  
いう。)における」と、第2項中「当該請求  
をした職員の業務を処理するための措置を  
講ずることが著しく困難である」とあるのは  
「公務の運営に支障がある」と読み替えるも  
のとする。

5 略

して別に定める者に該当する場合における  
当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。